



埼玉県報

第 2810 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 28 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（市町村課）
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし（税務課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし（産業支援課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（保健体育課）

条例

- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例（税務課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）

規則

- 埼玉県障害のある人もない人も全ての人安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則（障害者福祉推進課）
- 埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 軽油引取税免税証の無効告示（熊谷県税事務所）
- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 公文書の開示の実施状況の公表（県政情報センター）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福

祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 清算法人小林土地改良区の清算人退任届(春日部農林振興センター)
- 清算法人小林土地改良区の役員退任届(春日部農林振興センター)
- 県道青梅秩父線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 県道青梅秩父線の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 一般国道 407 号の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 指定講習機関の代表者変更に伴う公安委員会告示(運転免許課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
- 裁決手続開始の決定の公告(収用委員会事務局)
- 裁決手続開始の決定の公告(収用委員会事務局)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（市町村課）

一 趣旨

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するための改正

二 内容

(一) 選挙運動用自動車の使用の公営

(例) 自動車の借入れ（一日当たり） 現行 一万五千三百円

改正後 一万五千八百円

(二) 選挙運動用ビラの作成の公営

(例) 五万枚以下（一枚当たり） 現行 七円三十銭

改正後 七円五十一銭

(三) 選挙運動用ポスターの作成の公営

(例) 印刷費（一枚当たり）

ポスター掲示場数が五百以下 現行 五百十円四十八銭

改正後 五百二十五円六銭

三 施行期日等

公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正等に伴い、法人県民税法人税割の税率を引き下げ、法人事業税の税率の特例を廃止するとともに、自動車取得税の廃止、自動車税の環境性能割の創設等を行う。

二 内容

(一) 法人県民税

地方法人税（国税）の税率が引き上げられることに伴い、法人税割の税率を引き下げる。

(二) 法人事業税

地方法人特別税（国税）が廃止されることに伴い、法人事業税の税率の特例を廃止する。

(三) 自動車取得税

自動車取得税を廃止する。

(四) 自動車税

ア 自動車（軽自動車税の対象車を除く。）の取得時に新たに環境性能割を課税する。

イ 現行の自動車税について「種別割」と名称変更する。

ウ 環境性能等が優れた自動車の税率を軽減する特例措置（軽課）について、燃費基準の向上に応じて対象を見直すとともに、適用期限を一年延長する。

また、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（重課）について、適用期限を一年延長する。

(五) その他

地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成二十九年四月一日。ただし、二(五)のうち個人県民税に係る規定の整備については、平成三十年一月一日。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）
（産業支援課）

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入した試験研究機器の使用料を定める。

二 内容

次の四点を条例に追加する。

- ・ 全焦点三次元形状測定機 一時間 一、六二〇円
- ・ 電磁式・渦電流式膜厚計 一時間 一三〇円
- ・ 振動試験機 一時間 二、二三〇円
- ・ 蛍光X線微小部分分析計 一時間 二六〇円

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定等するた
めの改正

二 内容

補償基礎額、介護補償の額及び傷病補償年金等と障害厚生年金等とが同一の事由により併給される場合の調整率の改定

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「二万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第九条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「四円八十八銭」を「五円二銭」に、「三十六万五千元」を「三十七万五千五百円」に改める。

第十三条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

条 例

埼玉県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の八」を「第四十五条」に、
「第七節 自動車取得税(第
第七節の二 軽油引取税(第

三十五条―第四十五条の三)

四十六条―第四十六条の二十四)」を「第七節 軽油引取税(第四十六条―第四

十六条の二十四)」に、「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に改める。

第三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号まで
を一号ずつ繰り上げる。

第四条第二項第五号中「自動車取得税及び」を削る。

第七条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号まで
を一号ずつ繰り上げる。

第十四条第二項中「第五十五条の二」を「第五十五条の十九」に改める。

第十五条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三十条の二中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第二章第七節の節名を削る。

第三十五条から第四十五条までを次のように改める。

第三十五条から第四十五条まで 削除

第四十五条の二及び第四十五条の三を削る。

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第四十七条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によ
つて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製
造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送
車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第五項に規定する運行をいう。

次条第三項及び第四項において同じ。) 以外の目的に供するために自動車を取
得した者として施行令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することが
できない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者
に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、こ
の限りでない。

(自動車税のみならず課税)

第四十八条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保してい
る場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自
動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車
の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があ
つたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみな
して、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車を
取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造によ
り取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得
した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定
する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当
該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を
除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課
する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込
んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の
取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する自動車に対する自動車税の非課税)

第四十九条 法第四百四十八条第二項の条例で定めるものは、次の各号のいずれか
に該当するものとする。

- 一 主として巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 二 主として血液事業の用に供する自動車
- 三 主として救護資材の運搬の用に供する自動車
- 四 救急専用自動車及び前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認める
もの

第五十五条の二(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改め、同条

を第五十五条の十九とする。

第五十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第五十五条の十八とする。

第五十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「法第四百四十五条第二項」を「第四十八条第一項」に、「においては」を「には」に改め、同条を第五十五条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(種別割の課税免除及び減免)

第五十五条の十七 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、あらかじめ知事の承認を受けたものに限る。

- 一 商品であつて使用しない自動車
- 二 消防専用自動車及び救急専用自動車
- 三 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- 2 知事は、身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、一台に限り、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者の申請によつて種別割を減免することができる。
- 3 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（前項に規定する自動車を除く。）のうち、必要があると認めるものに対しては、当該自動車の所有者の申請によつて種別割を減免することができる。
- 4 知事は、公益のため直接専用する自動車が必要があると認める場合又は天災その他特別の事情により必要があると認める場合は、当該納税者の申請によつて種別割を減免することができる。

第五十三条中「法第四百四十五条第二項」を「第四十八条第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の十五とする。

第五十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）

又は移転登録」に改め、同項第二号中「第四十九条第一項又は第二項」を「第四十九条又は第五十五条の十七第一項」に改め、同項第三号中「法第四十五条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、変更登録又は移転登録」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の十四とする。

第五十一条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五十一条の二第三項から第五項まで」を「第五十五条の十一第三項から第五項まで」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同条を第五十五条の十三とし、第五十一条の三を第五十五条の十二とする。

第五十一条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第一百五十一条第一項」を「第一百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に、第五十二条を」ときに、第五十五条の十四」に改め、同条第五項中「自動車税」を「種別割」に、「第五十二条」を「第五十五条の十四」に改め、同条第六項中「第五十二条」を「第五十五条の十四」に、「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第五十五条の十一とする。

第五十一条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の十とする。

第五十条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十五条の九とし、第四十九条の次に次の十三条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第五十条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額（第五十二条及び第五十四条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第五十一条 次に掲げる自動車（法第四百十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。)

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四百九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分

の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）	法第四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

第二項第一号イ(3)	分の百十五	
平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八	

(環境性能割の免税点)

第五十二条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第五十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第五十四条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車が第四十七条第一項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及び通常の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号並びに第五十五条の十四第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

(課税されない自動車に関する報告)

第五十五条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この条において同じ。）は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第五十五条の二 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項及び次項において同じ。)を納付する場合には、申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器(規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車税の保全上支障がないと知事が認めたものに限る。以下同じ。)により当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、次のいずれかに該当する場合には、前項の収納印の表示を受けることに代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第五十四条の規定による申告書の提出を行う場合

二 その他知事が必要と認める場合

3 知事は、前項(同項第二号に該当する場合に限る。)の規定による現金の納付があつたときは、申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押さなければならぬ。

(証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱い)

第五十五条の三 前条第一項の証紙代金収納計器による収納印の表示の取扱いに關しては、規則で定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第五十五条の四 知事は、環境性能割の納税義務者が第五十四条の規定により告知、又は第五十五条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する過料納入命令書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の五 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に第一項の規定の適用があるべきことを証するに足りる書類を添付して、第五十四条の規定により申告をする際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消す。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の六 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第五十五条の七 次に掲げる自動車に対しては、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を免除する。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の救急自動車、へき地における巡回診療のために使用する自動車又は血液事業の用に供する自動車

二 構造上、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）の利用に専ら供するためのものと認められる自動車であり、知事において必要があると認めるもの

2 知事は、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）若しくは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車である場合又は身体障害者等のみで構成される世帯の当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車当該身体障害者等が取得した自動車である場合において、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を減免することができる。

3 知事は、次に掲げる自動車（第一項第二号及び前項に規定する自動車を除く。）に対し、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、当該自動車に係る環境性能割の額から当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に係る価額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減額することができる。

一 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車
二 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの

4 知事は、次に掲げる自動車に対し、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を減免することができる。

一 天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車に代わる自動車

二 取得した自動車がその取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車

三 前二号に掲げるもののほか、特別の事情による自動車
(種別割の税率)

第五十五条の八 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

- (1) 総排気量（ロータリーエンジンを原動機とするものにあつては、一の作動室の容積にロータリーの数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値をもつて総排気量とする。以下この条において同じ。）が一リットル以下のもの
- 年額 七千五百円

- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの
- 年額 八千五百円

- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの
- 年額 九千五百円

- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの
- 年額 一万三千八百円

- (5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの
- 年額 一万五千七百円

- (6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの
- 年額 一万七千九百円

- (7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの
- 年額 二万五百円

- (8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの
- 年額 二万三千六百円

- (9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの
- 年額 二万七千二百円

- (10) 総排気量が六リットルを超えるもの
- 年額 四万七百元

- (11) 電動機を原動機とするもの
- 年額 七千五百円

ロ 自家用

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの
- 年額 二万九千五百円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの
- 年額 三万四千五百円

- (3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの
- 年額 三万九千五百円

- (4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの
- 年額 四万五千円

ル以下のもの

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円

ル以下のもの

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円

ル以下のもの

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円

ル以下のもの

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円

ル以下のもの

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円

ル以下のもの

(10) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

(11) 電動機を原動機とするもの 年額 二万九千五百円

二 トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

(1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 六千五百円

(2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 九千円

の

(3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万二千円

の

(4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 一万五千円

の

(5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 一万八千五百円

の

(6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 二万二千元

の

(7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 二万五千五百円

の

(8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 二万九千五百円

の

(9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 二万九千五百円

に最大積載量が八トンを超える部分一トンまで

ごとに四千七百
円を加算した額

ロ 自家用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)

(1) 最大積載量が一トン以下のもの 年額 八千円

(2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの 年額 一万千五百円

(3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの 年額 一万六千円

(4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの 年額 二万五百円

(5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの 年額 二万五千五百円

(6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの 年額 三万円

(7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの 年額 三万五千円

(8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの 年額 四万五百円

(9) 最大積載量が八トンを超えるもの 年額 四万五百円に最
大積載量が八ト
ンを超える部分
一トンまでごと
に六千三百円を
加算した額

ハ けん引自動車

(1) 営業用

(i) 小型自動車であるもの 年額 七千五百円

(ii) 普通自動車であるもの 年額 一万五千百円

(2) 自家用

(i) 小型自動車であるもの 年額 一万二百円

(ii) 普通自動車であるもの 年額 二万六百円

ニ 被けん引自動車

(1) 営業用

(i) 小型自動車であるもの 年額 三千九百円

(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ン以下のもの 年額 七千五百円

(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ンを超えるもの 年額 七千五百円に最
大積載量が八ト
ンを超える部分
一トンまでごと
に三千八百円を
加算した額

(2) 自家用

(i) 小型自動車であるもの 年額 五千三百円

(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ン以下のもの 年額 一万二百円

(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八ト
ンを超えるもの 年額 一万二百円に最
大積載量が八ト
ンを超える部分
一トンまでごと
に五千百円を加
算した額

三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

イ 営業用

(1) 一般乗合用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五
条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（2）に
おいて同じ。）

(i) 乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万二千元

(ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のも
の 年額 一万四千五百円

(iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のも
の 年額 一万七千五百円

(iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のも
の 年額 二万円

(v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のも
の 年額 二万二千五百円

(vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のも
の 年額 二万五千五百円

	(vi)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額	二万九千円
	(2)	一般乗合用バス以外のバス		
	(i)	乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千五百円
	(ii)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	三万二千元
	(iii)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	三万八千円
	(iv)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	四万四千元
	(v)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	五万五百円
	(vi)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	五万七千円
	(vii)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額	六万四千元
ロ		自家用		
	(1)	乗車定員が三十人以下のもの	年額	三万三千元
	(2)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	四万千円
	(3)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	四万九千円
	(4)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	五万七千円
	(5)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	六万五千五百円
	(6)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	七万四千元
	(7)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額	八万三千元
四		三輪の小型自動車		
イ		営業用		
ロ		自家用	年額	四千五百円
			年額	六千円
五		特種用途車（放送宣伝用自動車、医療用自動車、霊きゆう車、キャンペーン車等特殊の用途に供するもので、その用途に供するための特殊の構造又は設備を有するものをいう。）		
イ		放送宣伝用自動車及び医療用自動車		
	(1)	営業用		
	(i)	普通自動車	年額	一万六千九百円
	(ii)	小型自動車	年額	一万九百円
(2)		自家用		
	(i)	普通自動車	年額	二万三千元

(ii) 小型自動車

年額 一万四千七百円

ロ 霊きゆう車

(1) 普通自動車

年額 一万九百円

(2) 小型自動車

年額 四千八百円

ハ キャンピング車（キャンピングトレーラを除く。）

(1) 総排気量が一リットル以下のもの

年額 二万三千六百円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの

年額 二万七千六百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの

年額 三万千六百円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの

年額 三万六千円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの

年額 四万八百円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの

年額 四万六千四百円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの

年額 五万三千二百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの

年額 六万二千二百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの

年額 七万四百円

(10) 総排気量が六リットルを超えるもの

年額 八万八千八百円

(11) 電動機を原動機とするもの

年額 二万三千六百円

ニ その他

その構造区分により、乗用車、トラック、バス又は三輪の小型自動車の税率を適用するものとする。ただし、その構造区分により難しいものについては、次に定める額とする。

(1) 営業用

(i) 普通自動車

年額 一万八千五百円

(ii) 小型自動車

年額 九千円

(2) 自家用

(i) 普通自動車

年額 二万五千五百円

(ii) 小型自動車

年額 一万千五百円

2 前項第二号中最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割については、当該年額にそれぞれ次の区分による金額を加算した額とする。

一 営業用

イ 総排気量が一リットル以下のもの

三千七百元

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル

四千七百元

以下のもの

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの

六千三百円

ニ 電動機を原動機とするもの

三千七百元

二 自家用

イ 総排気量が一リットル以下のもの

五千二百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル

六千三百円

以下のもの

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの

八千円

ニ 電動機を原動機とするもの

五千二百円

附則第三条の次に次の一条を加える。

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例)

第三条の二 知事は、法附則第二十九条の九第一項の規定に基づく軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を埼玉県自動車税事務所長に委任するものとする。ただし、規則で定める事務は、この限りでない。

附則第六条の三中「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に改める。

附則第十六条から第十九条までを次のように改める。

第十六条から第十九条まで 削除

附則第二十二条の二の次に次の四条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第二十二条の三 法附則第十二条の二の十の条例で定める路線は、国土交通大臣が地方バス路線の維持のために交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスが運行の用に供される路線とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十二條の四 営業用の自動車に対する第五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）

百分の一

百分の〇・五

第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第二十二條の五 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ、設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で最初の第四十八條第三項に規定する新規登録（以下この条及び附則第二十三條において「初回新規登録」という。）を受け、ものに対する第五十條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三條第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受け、ものに対する第五十條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第二十二條の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營す

る者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第三号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 第五十一条第一項第一号ロに規定する車両総重量（以下この条において同じ。）が五トンを超え十二トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（第六項第一号及び第二号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定

めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、第一号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録

を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第五十四条又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車等持出困難区域内自動車以外の自動車に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第二十二條の六 法附則第五十三條の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び附則第二十三條の二第五項において「自動車等持出困難区域」という。）内の法附則第五十三條の二第二項に規定する自動車等（以下この項及び附則第二十三條の二第五項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四十八條第一項又は法第四百四十四條第一項に規定する場合にあつては、これらの規定に規定する買主）その他の施行令附則第三十二條第四項に規

定する者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第二十三条の二第二項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項各号に掲げる自動車等で施行令附則第三十二条第二項に規定するものをいう。以下この項及び附則第二十三条の二第五項において同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第三十二条第四項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たしなければならない。

4 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

附則第二十三条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条」を「法第四百十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。次項第一号」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるもの」を「同条第一項第三号に規定する電力併用自動車」に、「バス（一般乗合のものに限る。）」を「第十五条の八第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第四十八条の」を「同条の」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第五十一条第一項第二号に規定する軽油自動車（次項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十三条第一項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第二項中「第四十八条の」を「第五十五条の八の」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、法第四百九十九条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 法第四百九十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 第五十一条第一項第一号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 軽油自動車のうち、第五十一条第一項第二号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第二十三条第二項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項

「第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十一条第一項第一号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第五十五条の八の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条第三項の表第四十八条第一項第一号イの項中「第四十八条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四十八条第一号ロの項中「第四十八条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号イの項中「第四十八条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ロの項中「第四十八条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(1)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第二号ハ(2)の項中「第四十八条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(1)の項中「第四十八条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四十八条第一項第三号イ(2)の項中「第四十八条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四十八条第一項第三号ロの項中「第四十八条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第四号の項中「第四十八条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四十八条第一項第五号イの項中「第四十八条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ロの項中「第四十八条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ハの項中「第四十八条第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第四十八条第一項第五号ニの項中「第四十八条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第四十八条第二項第一号の項中「第四十八条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四十八条第二項第二号の項中「第四十八条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第二十三条の二の見出しを「（自動車等持出困難区域内自動車以外の自動車等に係る自動車税の種別割の納税義務の免除等）」に改め、同条第一項中「附

則第十八条の五第一項」を「附則第二十二條の六第一項」に改め、「(第四十七條に規定する自動車に限る。)」を削り、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年分及び平成三十年度分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十一年分及び平成三十一年度分

附則第二十三條の二第二項から第四項までの規定中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第五項中「対象区域内自動車(第四十七條に規定する自動車に限る。)」が対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内自動車等(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)」が対象区域内用途廃止等自動車等」に、「当該対象区域内自動車」を「当該対象区域内自動車等」に、「同條の」を「第四十七條第一項の」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「同條に」を「同項に」に改める。

附則第二十七條を削る。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税條例の臨時特例に関する條例の一部改正)

第二條 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税條例の臨時特例に関する條例(昭和二十七年埼玉県條例第五十号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一條中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一條の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第一項中「自動車税の税率」を「自動車税の種別割の税率」に改め、同條第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二條(見出しを含む。)及び第三條(見出しを含む。)中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

(法人の県民税の特例に関する條例の一部改正)

第三條 法人の県民税の特例に関する條例(昭和五十年埼玉県條例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

第三條第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

(彩の国みどりの基金條例の一部改正)

第四條 彩の国みどりの基金條例(平成二十年埼玉県條例第十二号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第六条の三の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第三十条の二の規定並びにこの条例による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の埼玉県税条例（附則第七項において「改正前の条例」という。）附則第二十七条の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

6 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 前項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の条例附則第二十三条の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

8 平成二十四年四月一日から施行日の前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第五十二条第二項第

一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（以下「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があつた日とみなして、改正後の条例附則第二十二条の六第一項並びに第二十三条の二第一項及び第五項の規定を適用する。

9 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなして、改正後の条例附則第二十二条の六第一項並びに第二十三条の二第一項及び第五項の規定を適用する。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第四項に次のように加える。

ワ	全焦点三次元形状測定機	一時間	一、六二〇円
---	-------------	-----	--------

別表第一第一号の表第五項中アをサとし、ルからテまでをヲからアまでとし、又の次に次のように加える。

ル	電磁式・渦電流式膜厚計	一時間	一三〇円
---	-------------	-----	------

別表第一第一号の表第八項中ヨをタとし、トからカまでをチからヨまでとし、への次に次のように加える。

ト	振動試験機	一時間	二、一三〇円
---	-------	-----	--------

別表第一第一号の表第九項中ヨをタとし、ニからカまでをホからヨまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ	蛍光X線微小部分分析計	一時間	二六〇円
---	-------------	-----	------

別表第一第一号の表の備考に次のように加える。

四 振動試験機の利用について当該機器に附属する恒温恒湿槽を併せて利用する場合は、一時間当たり八四〇円を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同項第三号中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則第三条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第三項の表障害厚生年金等の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

別表中

六、〇〇三元	七、七七五円	九、四五〇円	一〇、七〇三元
五、〇六八円	六、〇五〇円	六、七八三元	七、九五〇円

一一、五七三元	一二、三一八円	六、〇八三元	七、八四五円
八、八五〇円	九、三一三円	五、一三三円	六、一一〇円

九、四九〇円	一〇、七四三円	一一、六〇八円	一二、三五〇円
六、八一五円	七、九八〇円	八、八七八円	九、三四〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第三条第一項の表及び同条第三項の表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に

支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金で同日前の期間について支給すべきもの及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成二十八年埼玉県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第二条 条例第十八条第一項又は第二項の申立てをしようとする者は、別記様式の助言（あっせん）申立書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申立てがあつたときは、その結果について、当該申立てをした者に通知するものとする。

(公表の方法)

第三条 条例第二十二条の規定による公表（第二号において「公表」という。）は、次に掲げる事項について、埼玉県報への登載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

一 対象事案に係る事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）

二 公表の原因となる事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

助言（あつせん）申立書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住所
氏名 印
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所〕
〔又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号
差別を受けた者との関係

下記の事案を解決したいので、埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例第18条第1項（第2項）の規定により、助言（あつせん）を申し立てます。

記

- 1 差別を受けた者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 2 差別をした者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）
- 3 対象事案の概要
- 4 求める措置の内容
- 5 その他参考となる事項

備考 不要の文字は、抹消すること。

規 則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十六号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表中全焦点三次元形状測定機の項、電磁式・渦電流式膜厚計の項、振動試験機の項、蛍光X線微小部分分析計の項及び備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和光虹の会

三 代表者の氏名

海老原 利昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉一丁目六番六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、知的障害児者及びその家族等に対し、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、障害のある人々が地域社会の中で共に暮らせるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、知的障害者をはじめ認知症高齢者等が、安心して暮らせるように、成年後見制度の普及啓発及び利用支援を行い、地域の権利擁護と福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第八百五十四号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号		枚数	用途	有効期間
	二〇〇ㇿ	09H042956	2	農業	平成二十七年七月十日 ～ 平成二十八年五月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県児玉郡美里町大字甘粕十一五 埼玉ひびきの農業協同組合 美里スタンド					
免税証を交付した事務所			亡失年月日		
熊谷県税事務所			平成二十七年十一月十日		

告示

埼玉県告示第八百五十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一トリツ	03A054895 03A054900	六	船舶	平成二十八年四月一日 平成二十八年六月三十日
五トリツ	03B011515 03B011534	二十	船舶	平成二十八年四月一日 平成二十八年六月三十日
一〇トリツ	03C101236 03C101221	十六	船舶	平成二十八年四月一日 平成二十八年六月三十日
五〇トリツ	03F032460 03F032458	三	船舶	平成二十八年六月三十日 平成二十八年四月一日
一〇〇トリツ	03G078652 03G078651	二	船舶	平成二十八年六月三十日 平成二十八年四月一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
東京都江東区夢の島三 株式会社夢の島マリンサービス 本社営業所				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所		平成二十八年六月一日		

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あじさいの里

三 代表者の氏名

川 本 泰 廣

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 神奈川県津久井郡城山町向原二丁目五番十六号

（変更後） 埼玉県入間市豊岡四丁目四番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、共生の原理に則り、市民参加と相互扶助の精神のもと、老若男女を問わず平和で豊かな社会生活を目指すため、高齢者に対して健康作り、生き甲斐作り等の介護に関する事業、インターネット等を利用した介護福祉に関する相談会および情報提供サービス等を行い、高齢社会における地域社会の活性化と文化的で健康的な市民社会を構築するための老人福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百五十七号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、平成二十七年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付 区分	受 付 件 数			平 成 2 7 年 度 処 理 件 数					平成28 年3月 末現在 未処理 件数
		平成 27 年度 受付 件数	前年 度か らの 繰越 件数	計	開示	部分 開示	不開 示	取下 げ	計	
知 事	請求	5,907	29	5,936	744	4,804	181	132	5,861	75
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,907	29	5,936	744	4,804	181	132	5,861	75
教育委員会	請求	257	5	262	85	110	11	56	262	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	257	5	262	85	110	11	56	262	0
選挙管理 委員会	請求	834	0	834	34	783	11	6	834	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	834	0	834	34	783	11	6	834	0

内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	100	0	100	26	60	1	13	100	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	100	0	100	26	60	1	13	100	0
病院事業 管理者	請求	81	0	81	30	43	1	7	81	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	81	0	81	30	43	1	7	81	0
下水道事 業管理者	請求	25	0	25	16	1	0	8	25	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	25	0	25	16	1	0	8	25	0

地方独立 行政法人	請求	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	0	1	0	1	0
公安委員会	請求	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	0	1	0	1	0
警察本部長	請求	1 1 6 0	1	1 1 6 1	2 2 7	6 7 7	3 6	1 4	9 5 4	2 0 7
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1 1 6 0	1	1 1 6 1	2 2 7	6 7 7	3 6	1 4	9 5 4	2 0 7
合 計	請求	8 , 3 6 7	3 5	8 , 4 0 2	1 , 1 6 2	6 , 4 7 8	2 4 3	2 3 7	8 , 1 2 0	2 8 2
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8 , 3 6 7	3 5	8 , 4 0 2	1 , 1 6 2	6 , 4 7 8	2 4 3	2 3 7	8 , 1 2 0	2 8 2

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

グループホーム 彩香らんど		プラザ薬局 若狭店		プラザ薬局 所沢店		特別養護老人ホーム 真和の森		こま薬局		医療法人みやび会 おおつ整形外科		大島介護サービス センター		医療法人あかつき 会はとがや病院		名称			
鴻巣市登戸 二五六一一		所沢市若狭三 一―二五七六一		所沢市東狭山 ヶ丘四―二六 七二―七		所沢市下富一 二〇六一一		ふじみ野市駒 林元町一―九		春日部市中央 二―一七―一 〇昭和ビル第 三―三階		秩父市田村九 〇三―一		川口市坂下町 四―一六―二 六		所在地			
株式会社 彩香らんど		株式会社 栄薬		株式会社 栄薬		社会福祉法人 京悠会		有限会社 営会		医療法人 みやび会		有限会社 大島介護		医療法人 あかつき会		開設者名			
認知症対応型 共同生活介護		介護予防居宅 療養管理指導		介護予防居宅 療養管理指導		短期入所生活 介護施設		介護予防居宅 療養管理指導		居宅療養管理 指導		通所リハビリ テーション		介護予防通所 リハビリテー ション		通所リハビリ テーション		サービスの 種類	
平成二十八年 三月一日		平成二十八年 七月一日		平成二十八年 七月一日		平成二十八年 六月一日		平成二十八年 六月一日		平成二十八年 四月一日		平成二十八年 四月一日		平成二十八年 四月一日		平成二十八年 四月一日		指定年月日	

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

えがお介護 サポート		ヘルパース テーション リズム	居宅介護支 援事業所 リズム	キットイ ケアデイサ ービス安行	しらこぼと		名称
事業所所在	事業者所在	事業所所在	事業所所在	事業所名称	事業所所在	事業者所在	変更事項
所沢市若狭四 一五―一〇二	所沢市林三 五五―四一	川口市中青木 一―三―三一	川口市中青木 一―三―三一	ケア・カンパ ニ ー安行	川口市宮根町 四―七	川口市宮根町 四―七	変更前
所沢市和ヶ原一 六―三〇三一―六	所沢市和ヶ原一 六―三〇三一―六	川口市前川一 一―六―一〇二	川口市前川一 一―六―一〇二	キットイ ケア ービス安 行	川口市伊刈一 〇―五九―三	川口市伊刈一 〇―五九―三	変更後
居宅介護支援		訪問介護 介護予防訪問介護	居宅介護支援	認知症対応型通所介 護 介護予防認知症対応 型通所介護	訪問看護 介護予防訪問看護 居宅介護支援		サービスの種類

キット型 ケア多 機能サ ビス新 郷	えがお介 サポト護		キット型 ケア多 機能サ ビス安 行	つな がり ケア	特定非 営利 活動法 人問 がお訪 護ステ ヲンあ ション	あねと 谷セン タケ深
事業所名 称	事業所 所在	事業所 所在	事業所名 称	事業所 所在	事業所 所在	事業所 所在
ウイル・ 新郷	所沢市若 狭四一 一五〇二	所沢市林 三一四一 五五五	小規模多 機能型居 宅介護ウ イル・安 行	川口市戸 塚二一 一〇二五	川口市峯 五七二 一八	深谷市西 島町二 三六二 階二〇二 号
キット型 ケア多 機能サ ビス新 郷	所沢市和 ヶ原一 一三〇三 一六六	所沢市和 ヶ原一 一三〇三 一六六	キット型 ケア多 機能サ ビス安 行	川口市戸 塚二一 一〇三三 一八三 戸張ハイ ツ	川口市東 本郷九 六五	深谷市西 島町二 三六二 階B号室
小規模多 機能型居 宅介護 型住宅介 護	訪問介 護予防訪 問介護		小規模多 機能型居 宅介護 型住宅介 護	居宅介 護支援	訪問看 護予防訪 問看護	

キットイ ケアサ ービス 新郷	ほつと・ケ アライフ 大宮
事業所名称	事業所所在
ケア・カン ーパニ 新郷	上尾市瓦葺二 一三八一七
キットイ ケアサ ービス 新郷	上尾市瓦葺二 四二二一
認知症対応型通所介 護 介護予防認知症対応 型通所介護	訪問介護 介護予防訪問介護

告 示

埼玉県告示第八百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
坂戸訪問診療所	医療法人社団 慈悠会	坂戸市日の出町八―一 三―一階	平成二十八年四 月一日
ふじい整形外科	医療法人 健信会	朝霞市仲町二―二― 四四―二F	平成二十八年五 月一日
すぎたこどもクリ ニック	医療法人社団 健興会	朝霞市仲町一―二― 三二 あさかクリニッ クモール三F	平成二十八年五 月一日
草加きたやクリニ ック	星加 義人	草加市北谷一―二二 ―一三	平成二十八年六 月一日
かがわ医院	何川 宇啓	草加市草加三―八― 二一	平成二十八年五 月一日
医療法人社団 幹 友会 小野耳鼻咽 喉科	医療法人社団 幹友会	草加市松原一―七― 二二 さいゆうヴィレ ッジ二階	平成二十八年六 月一日
よこたクリニック	医療法人社団 溪秀会	蕨市中央一―七―一 シテイタワー蕨一〇四	平成二十八年五 月一日
医療法人 誠昇会 北本共済医院	医療法人 誠昇会	北本市下石戸下五一 ―一―	平成二十八年四 月一日
渋谷医院	渋谷 泰寛	川口市坂下町二―二 ―一六―二階	平成二十八年六 月六日

医療法人 至誠 会 仁クリニッ ク	きたざわこどもク リニツク	しゅろのき内科 クリニツク	かわむらハートク リニツク	かわ整形外科内 科	みなみのメディカ ルクリニツク	協友会 八潮中 央総合病院	医療法人社団 協友会	医療法人 熊谷 総合病院	堀江医院	おおはし整形外 科	医療法人 双葉 クリニツク
医療法人 至誠 会	北澤 重孝	松本 延介	河村 裕	医療法人社団 康和会	南野 勉	協友会	医療法人社団	医療法人 熊谷 総合病院	堀江 朗	医療法人社団 一輝会	医療法人 双葉 クリニツク
吉川市保五八七一一	新座市野火止五一一 三五 サウスヴィラー ジュ二階A	久喜市青葉五一一五 一	上尾市柏座二一四一三 三 武蔵野アネックス ビル二F	上尾市川二一九一一 一	北足立郡伊奈町栄五 二五五	八潮市南川崎八四五		熊谷市中西四一五一 一	所沢市小手指町三一 一 一六	所沢市小手指町一一 一 一四 アネックスビル 二階	所沢市けやき台一一三 六一七
平成二十八年五月 十日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年五月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年四月 一日	平成二十八年五月 一日

めぐみ歯科	河野歯科クリニック	戸田歯科	四季の里歯科クリニック	街の歯科いしい	長栄歯科クリニック	谷塚藤波歯科医院	えんだ歯科医院	中川歯科医院	武藤歯科口腔外科クリニック
馬場 恵利子	医療法人社団 栄翔会	医療法人社団 大志	坂本 吉之	石井 建	医療法人社団 L I V E W E L L	藤波 弘州	医療法人 瑞成 会	中川 瑠奈	武藤 壽孝
久喜市吉羽七二六〇一	川口市東川口二一六一 五井町ビル一階	戸田市新曾六六二二 I F R O N T E 三 F	本庄市四季の里二一九 一七	春日部市中央一五八 一五	草加市長栄三一三一 三	草加市谷塚一五一一 一	秩父市相生町七一九	川口市西川口二一五一 九 メゾンラファイネー F	所沢市緑町四一九一一 〇一一
平成二十八年五月一日	平成二十八年五月一日	平成二十八年五月一日	平成二十八年五月二日	平成二十八年七月一日	平成二十八年五月一日	平成二十八年五月十日	平成二十八年五月一日	平成二十八年五月二日	平成二十八年五月一日

入間川薬局	グリーン薬局	タオ薬局	ふじみ野薬局	パール薬局中央公園店	和幸調剤薬局	ウエルシア薬局 草加稲荷町店	松本歯科医院	医療法人社団 伸整会 サン歯 科医院	おかだ歯科・矯正 歯科
濱中実	株式会社 けぼの薬局 柏あ	株式会社 薬局 本木	株式会社 マみらい	株式会社 ル・オネスト	株式会社 クール サン	株式会社 株式会社	松本 哲	医療法人社団 伸整会	岡田 尚輝
二 三	三	あらいビル二F西二一A	〇一七	一六一〇	四 和幸ビル一F	八	二	鴻巣市箕田一八七七	四一 一
狭山市入間川三一二 二 三 一 日	八潮市南川崎八三五 一 日	所沢市東住吉九一五 一 日	ふじみ野市市沢一〇一 一 日	富士見市東みずほ台二 一 日	川口市並木四一六一 一 日	草加市稲荷三一五一一 一 日	鴻巣市登戸一〇四一一 一 日	平成二十八年三月 二十一日	比企郡小川町青山八五 一 日
平成二十八年六月	平成二十八年五月	平成二十八年四月	平成二十八年六月	平成二十八年五月	平成二十八年五月	平成二十八年五月	平成二十八年五月		平成二十八年五月

訪問看護ステーション けあつぐ	株式会社 E G	吉川市美南五―六―四 二階	平成二十八年六月 一日
訪問看護ステーション 久喜	株式会社 動産	久喜市本町五―一〇― 二六	平成二十八年五月 一日
訪問看護ステーション フェリーチ エ	医療法人 合病院	熊谷市中西四―五―一	平成二十八年五月 一日
訪問看護ステーション ハビリ	株式会社 A・Y・ Company	入間市下藤沢四五六― 一―一〇三	平成二十八年五月 一日
訪問看護ステーション ハピネス	株式会社 ユーネ ームイット	鶴ヶ島市鶴ヶ丘八― 八 ルックハイツ鶴ヶ 島三階	平成二十八年六月 一日
チュールリップ薬局 久喜青葉店	株式会社 セキ薬 品	久喜市青葉五―一五― 四	平成二十八年六月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所		施術所	指定年月日
大山 祥平	名称	所在地		
	豊玉上サイ東京練馬区豊玉 トウ接骨院	上二―二〇―四	平成二十八年五月九日	

児玉 克代	大路 綾子	中村 明美	村田 恭一	菅野 清	田中 玉江	上野 正博	田島 裕紀	川田 亮也
所沢 治療院センドラン	間久里ステーシヨン KEIROW 越谷	中村 明美	らいふマッサージ治 療院 足利店	治療院センドラン ミサト	所沢 治療院センドラン	ワイズ朝霞整骨院	ひまわり整骨院	あきつ駅前接骨院
所沢市泉町一八 五五一四 パ ールハイツ一F	越谷市下間久里 九六一四 松崎 ビル一階		栃木県足利市田 中町九三九一 ハーモニーハイ ツ一〇一	児玉郡美里町木 部八〇一	所沢市泉町一八 五五一四 パ ールハイツ一F	朝霞市膝折町一 一五二六一一 〇四	F 新座市野火止四 一―二三一	東京都清瀬市野 塩一―三四〇 ヴェルカーサB 棟 一日
平成二十八年六月 一日	平成二十八年五月 二十四日	平成二十八年五月 二十日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年五月 十九日	平成二十八年六月 一日	平成二十八年七月 一日

香田 正憲	高階 千香 子	大野 寛和	柳川 直也
株式会社 THS 研 研究所からだ元気治療 院西八王子駅前店	KEiROW 熊谷 南ステーション	大野 寛和	みどりマツサージセ ンター
東京都八王子市 千人町一丁目 一一 Jロード ハイム一〇一	熊谷市下恩田七 八七一二		さいたま市中央 区大戸四一〇 一八一〇五
平成二十八年四月 一日	平成二十八年六月 七日	平成二十八年六月 十日	平成二十八年六月 六日

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>医療法人社団 いしん会 か ますなが 医院</p>		<p>名称</p>	
<p>キットイークアデイ サービス新郷</p>		<p>所在地</p>	
<p>川口市江戸三ー二五ー五</p>		<p>富士見市勝瀬七三九ー一</p>	
<p>介護予防 対応型 通所介護</p>	<p>認知症 対応型 通所介護</p>	<p>介護予防 短期 入所療養 介護</p>	<p>短期 入所 療養 介護</p>
<p>平成二十八年 五月一日</p>		<p>平成二十八年 六月一日</p>	
<p>サービスの種類</p>		<p>休止年月日</p>	

告示

埼玉県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称		変更事項		変更前		変更後	
社会福祉法人 埼玉医療福祉 会 丸木記念 福祉メデイカル センター	開設者 名称	社会福祉法人 毛呂病 院	名称	社会福祉法人 毛呂病 院	社会福祉法人 埼玉 医療福祉会 丸木記 念福祉メデイカルセ ンター	社会福祉法人 埼玉 医療福祉会	社会福祉法人 埼玉 医療福祉会
調剤薬局マツモ トキヨシ 南栗 橋店	開設者 名称	東武薬局 南栗橋店	名称	調剤薬局マツモトキ ヨシ 南栗橋店	調剤薬局マツモトキ ヨシ 南栗橋店	調剤薬局マツモトキ ヨシ 南栗橋店	調剤薬局マツモトキ ヨシ 南栗橋店
社会福祉法人 埼玉医療福祉 会 光の家療育 センター	開設者 名称	社会福祉法人 毛呂病 院	名称	社会福祉法人 毛呂病 院	社会福祉法人 埼玉 医療福祉会 光の家 療育センター	社会福祉法人 埼玉 医療福祉会	社会福祉法人 埼玉 医療福祉会 光の家 療育センター
ほまれ薬局	開設者 名称	有限会社 岩谷	名称	有限会社 岩谷	有限会社 岩谷	有限会社 岩谷	有限会社 ほまれ
ほまれ薬局	開設者 名称	有限会社 岩谷	名称	有限会社 岩谷	有限会社 岩谷	有限会社 岩谷	有限会社 ほまれ
ほまれ薬局	開設者 名称	有限会社 岩谷	名称	有限会社 岩谷	有限会社 岩谷	有限会社 岩谷	有限会社 ほまれ

特定非営利活動法人 えがお訪問看護ステーションあい	所在地	所在地
	川口市峯五七二―八	川口市宮根町四―七
	川口市東本郷九六五	川口市伊刈一〇五九―三

二 指定施設機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施設所名称	施設所所在地		
森下 徹朗	森下 徹朗	森下 徹朗	森下 徹朗	森下 徹朗
真木 裕	真木 裕	真木 裕	真木 裕	真木 裕
	真木 裕	真木 裕	真木 裕	真木 裕

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県厚生連熊谷 総合病院 訪問看 護ステーション		ロータス薬局		長栄歯科クリニック		坂戸訪問診療所				名称
熊谷市中西 四一五一一		富士見市東みずほ台 二一二八一三		草加市長栄町一九 八		坂戸市本町 一三一三一三〇七				所在地
介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護	サービスの種類
平成二十八年 四月三十日		平成二十八年 四月三十日		平成二十八年 四月三十日		平成二十八年 三月三十一日				廃止年月日

グリーン薬局		医療法人社団 友会八潮中央 合病院八潮中央 総協		
八潮市南川崎八三 五―三		八潮市緑町一―四 一―三		
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防訪問リハ ビリテーション	訪問リハビリテーシ ョン	居宅療養管理指導
平成二十八年 四月三十日		平成二十八年 五月一日		

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 伸整会 サン歯科医院	鴻巣市箕田三一一一 メ ガ・ドンキホーテ二F	平成二十八年三月二十 日
グリーン薬局	八潮市小作田四七一	平成二十八年五月一日
埼玉県厚生連 熊谷総 合病院訪問看護ステ ーション	熊谷市中西四一五一	平成二十八年四月三十 日
野本歯科医院	上尾市原市一一〇四	平成二十八年四月七日
医療法人社団 愛&安 めぐみ歯科	久喜市吉羽七二六一	平成二十八年四月三十 日
すぎたこどもクリニッ ク	朝霞市仲町一一二二三二あさか クリニックモール三F	平成二十八年四月三十 日
和幸調剤薬局	蕨市塚越七一三一 一〇	平成二十八年四月三十 日
ふじい整形外科	朝霞市仲町二二二四四 パールウイング二階	平成二十八年四月三十 日
よこたクリニック	蕨市中央一七七一 ワー蕨一F シティタ	平成二十八年四月三十 日
医療法人社団 慈悠会 坂戸訪問診療所	坂戸市本町一三一三 ブランド ール坂戸三〇七	平成二十八年三月三十 一日
医療法人社団 関輝会 みよし台歯科医院	入間郡三芳町みよし台六一二四 クエスト一〇一号室	平成二十八年四月三十 日
たじま眼科・形成外科	吉川市平沼九四〇一二	平成二十八年四月三十 日

松本歯科医院	医療法人 誠昇会 北本共済病院	医療法人社団 協 友会 八潮中央総 合病院	庄林医院	谷総合病院	埼玉県厚生農業協 同組合連合会 熊 熊谷市中西四一五一	タ才薬局	上福岡西薬局	ドラッグセイムス 新座はなふさ皮膚 科	星の宮薬局	えんだ歯科医院	おおはし整形外科
鴻巣市登戸一〇二一七	北本市下石戸下五一一一	八潮市緑町一四一三	新座市あたご三一三二		所沢市東住吉九一五 あらいび ル二F 西二一A		ふじみ野市西一一五一四	新座市野火止五一〇一六	所沢市星の宮二一七一二二	秩父市相生町七一九	所沢市小手指町一一一四一 二F
平成二十八年四月三十日	平成二十八年三月三十一 日	平成二十八年四月三十日	平成二十八年五月五日	平成二十八年四月三十日	平成二十八年三月三十一 日		平成二十八年二月一日	平成二十八年六月三十日	平成二十八年二月一日	平成二十八年四月三十日	平成二十八年四月一日

何川医院	草加市草加三ー八ー二一	平成二十八年四月三十日
中川歯科医院	川口市西川口二ー五ー九	平成二十八年四月三十日
藤波歯科医院	草加市谷塚一ー五ー一一	平成二十八年五月九日
長栄歯科クリニック	草加市長栄町一九八	平成二十八年四月三十日
河野歯科クリニック	川口市東川口二ー六ー五 井町ビルーF	平成二十八年四月三十日
ロータス薬局	富士見市東みずほ台二ー二八ー三	平成二十八年四月三十日
双葉クリニック	所沢市けやき台一ー三六ー七	平成二十八年四月三十日
ウエルシア草加稲荷町薬局	草加市稲荷三ー五ー一三	平成二十八年四月三十日

二 指定施術機関

氏名	田中 勇輝	
住所		
施 術 所	名称	はっとりはり・きゆう接骨院（大成院）
	所在地	さいたま市大宮区大成町一ー三〇〇ー二
廃止年月日	平成二十八年四月一日	

宮崎 仁	秋本 良
中央在宅マ ッサージ	院 たかのほ接骨
三ー一	三郷市岩野木三六
日 平成二十七年十月三十一	平成二十八年五月一日

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間リバーサイド・ショッピングセンター

埼玉県入間市春日町一丁目八百二十四―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音振動関係の規制基準を遵守してください。
- (2) 住宅地に隣接しているため、駐車場の騒音対策やヘッドライト等の光対策など、十分な環境対策を講じてください。
- (3) 事業活動（飲食店、事務所等）に伴って出る一般廃棄物は市で収集しないことから、入間市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、総合クリーンセンターに直接搬入してください。
- (4) 防犯に関する市・地域の取り組みに協力をお願いします。
- (5) 登下校時の児童生徒の安全確保について、万全な対応をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十八日から平成二十八年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第八百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十八年一月十四日解散認可した久喜市小林土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

清算人の氏名及び住所	氏名	住	所
岡田光市 埼玉県久喜市菖蒲町上栢間三千二百九十六番地	岡田光市	同	同
萩原米三 同	萩原米三	同	同
小沢一義 同	小沢一義	同	同
萩原信一 同	萩原信一	同	同
三須忠一 同	三須忠一	同	同
藤村喜一 同	藤村喜一	同	同
藤浪昭 同	藤浪昭	同	同
松本清 同	松本清	同	同
長谷川榛政 同	長谷川榛政	同	同
島田俊夫 同	島田俊夫	同	同
島田久己 同	島田久己	同	同
荻島稔 同	荻島稔	同	同
島田進 同	島田進	同	同
原敏夫 同	原敏夫	同	同
吉崎準 同	吉崎準	同	同
長谷川勲 同	長谷川勲	同	同
嘉村和也 同	嘉村和也	同	同

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、清算法人小林土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
監事	平 井 正	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間二千六百十一番地
同	長谷川 祐 次	同 同 菖蒲町小林二千九百四十九番地

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
飯能市大字上名栗字沢口一二九〇番二二地先から同市大字上名栗字沢口一二九〇番二二地先まで	飯能市大字上名栗字沢口一二九〇番二〇地先から同市大字上名栗字沢口一二九〇番五地先まで	区 間
一七・〇九ゝ 二五・五〇	七・六六ゝ 一二・五三	敷地の幅員 (メートル)
二八・九〇	九一・三〇	延長 (メートル)
<p>緊急地方道路整備工事による。 なお、旧 A は道路法第九十二条第四項の規定に基づき交換の用に供する。</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>青梅秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>飯能市大字上名栗字沢口一二九〇番二 二地先から同市大字上名栗字沢口一二 九〇番二一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年六月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年六月二十八日付け埼玉県飯 能県土整備事務所長告示第四号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長二八・九〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字森戸新田字内久保九四番 六地先から同市大字森戸新田字藤久保 七六番一三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年六月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十六年九月十二 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第十五号 で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長二七九・四六 メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年二月十五日

指令川建セ第二七〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年六月二十三日

川建セ第二八〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十一番十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三百四十八番地十三プランタン上野B二〇一

瀬川 唯

告 示

埼玉県公安委員会告示第113号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年6月28日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
浦和中央自動車教習所	代表者の氏名	秋本 昌治	秋本 里夫

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人ぱる 特別養護老人ホームいきいきタウン 蕨	埼玉県蕨市南町二丁目三十 二番二十号

告 示

埼玉県選管告示第五十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年七月一日 午後六時

二 場所 埼玉県庁庁議室

三 議題 埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）について

告示

埼玉県収用委員会告示第五号

平成二十八年六月八日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥 敏 男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十八年度第一号

二 起業者の名称及び住所

新座市 代表者 新座市長 須田 健 治

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

三 事業の種類

新座都市計画道路事業三・四・八号東久留米・志木線（埼玉県新座市石神一丁目地内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

イ 土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地 番 千七百一番一

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 千二百四十六平方メートル

実 測 千二百五十・三三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 五百四十三・五五平方メートル

ロ 土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地 番 千七百二番一

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 千三百五十八平方メートル

実 測 千三百七十六・〇八平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 七十一・八九平方メートル

ハ 土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地 番 千七百二番二

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 六百十四平方メートル

実 測 六百七十二・七〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二百三十九・九九平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 鈴 木 富 夫

住 所 埼玉県新座市石神二丁目二番七号

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏 名 財務省（取扱庁 朝霞税務署）

住 所 埼玉県朝霞市本町一丁目一番四十六号

権利の種類 抵当権

告示

埼玉県収用委員会告示第六号

平成二十八年六月八日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥 敏 男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十八年度第一号

二 起業者の名称及び住所

新座市 代表者 新座市長 須田 健 治

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

三 事業の種類

新座都市計画道路事業三・四・八号東久留米・志木線（埼玉県新座市石神一丁目地内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県新座市石神一丁目

地番 千七百一番二

地目 登記簿 畑

現況 雑種地

面積 登記簿 五百五十二平方メートル

実測 六百・八〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 五十七・三二平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 鈴木 富夫

住所 埼玉県新座市石神二丁目二番七号